

観光立県ちば推進基本計画策定懇談会設置要綱

(懇談会の設置)

第1条 観光立県千葉の実現に向け、千葉県観光立県の推進に関する条例(平成20年千葉県条例第2号)第9条の規定により策定する、平成31年度以降の5か年の「観光立県ちば推進基本計画」(以下「計画」という。)の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、観光に携わる事業者、関係者、有識者の意見を聴き、計画策定に資するため、観光立県ちば推進基本計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規程に基づき、法律又は条例により設置された「附属機関」の性質を有しない。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- 1 計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場から意見を述べること
- 2 その他、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、知事が就任を依頼する委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 懇談会に座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。
- 4 座長は懇談会の議事を進行する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を述べることができる。
- 3 議長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成 12 年千葉県条例第 65 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議公開の方法）

第 6 条 懇談会の会議の公開は、会場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴の受付は、原則として事前申込によるものとする。なお、傍聴希望者が定員を上回った場合は抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 3 事前申込で傍聴定員に満たない場合は、当日会場において、当日申込を受け付ける。当日申込は、懇談会開会の 15 分前に締め切り、その際に定員を上回る申込があった場合は、その場で抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 4 傍聴人には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、「傍聴要領（別紙）」を交付し、会議の秩序維持に努めるものとする。

（会議開催の周知）

第 7 条 懇談会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問合せ先等を千葉県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

（会議結果の公開）

第 8 条 懇談会の会議結果については、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後速やかに千葉県ホームページに掲載するものとする。

（委員の報酬）

第 9 条 委員の報酬については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第 3 条第 1 項第 2 号の規定を準用し、日額一万三千円を支給するものとする。

（実費弁償）

第 10 条 委員の旅費等、委員が負担した実費については費用弁償するものとする。

（庶務）

第 11 条 懇談会の庶務は、千葉県商工労働部観光企画課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別途定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日に、その効力を失う。

《別表（第3条関係）》

(五十音順)

所属・役職	氏名
松戸シティガイド 相談役	石上 瑠美子
株式会社ちば南房総 代表取締役 副社長	加藤 文男
株式会社千葉うまかつ部屋 代表取締役	香取 慶紀
千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 女将会 会長	清都 みちる
公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー 代表理事	佐藤 忠信
佐原商工会議所 事務局長	椎名 喜予
公益社団法人千葉県観光物産協会 専務理事	椎名 誠
bayfm「Aqualine Stories」 パーソナリティ	鈴木 希依子
千葉インバウンド促進協議会 会長	早川 康一
有限会社ちばマガジン 代表取締役	三富 啓善
城西国際大学観光学部 客員教授	渡辺 淳一

観光立県ちば推進基本計画策定懇談会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方で、事前申込をされた方は、受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 事前申込による傍聴希望者が定員に達しない場合、当日申込を受け付けます。
その際、当日傍聴希望者に用意した座席数を超えた場合は、受付終了後（会議開始の15分前）、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 有識者会議が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退室願います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、有識者会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。